

「北広島市長期優良住宅建築等計画認定申請手数料徴収条例」の一部改正について

1 改正の背景と趣旨

良質な住宅を長期にわたって良好な状態で使用することを促進し、住生活の向上と環境負荷の軽減を目的に制定された「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成 20 年法律第 87 号）」に基づき、本市においては、「北広島市長期優良住宅建築等計画認定申請手数料徴収条例」を制定し、平成 22 年 4 月 1 日から長期優良住宅の認定等の事務に係る所定の手数料を徴収してきました。

これまででは、新築や増改築など建築行為を行わない限り認定を受けることができませんでしたが、上記の法改正により一定の性能を有する既存住宅について、建築行為がなくとも認定できる制度が創設されました。

このため、本市においてもこれら既存住宅の認定事務に係る手数料を新たに加えるものです。

2 改正内容

【長期優良住宅建築等計画認定申請手数料表】今回追加分

＜建築行為を伴わない認定申請等の手数料＞

住宅の戸数	確認書等の添付なし	確認書等を添付
1 戸	72,000 円	17,000 円
2 戸～5 戸	166,000 円	31,000 円
6 戸以上	264,000 円	51,000 円

＜建築行為を伴わない変更認定申請等の手数料＞

住宅の戸数	確認書等の添付なし	確認書等を添付
1 戸	42,000 円	12,000 円
2 戸～5 戸	93,000 円	24,000 円
6 戸以上	150,000 円	40,000 円

地位の承継・譲受人の決定	1 件につき	1,500 円
譲受人決定時期等の変更	1 件につき	750 円

3 今後のスケジュール

- 令和 4 年第 3 回定例議会に提案予定
- 令和 4 年 10 月 1 日施行予定